

【相続人譲り受け】

組合員の死亡に伴う法定脱退と持分譲り受け(相続)による増資引受について

組合員\_\_\_\_\_が平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日死亡致しました。

つきましては、貴組合の定款第15条の定めによる法定脱退に該当致しますので、組合員名簿から抹消願います。

なお、持分については相続人である私\_\_\_\_\_が、譲り受け致します。

平成 年 月 日

広島県酪農業協同組合長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ □

死亡した組合員との続柄 (死亡した組合員の\_\_\_\_\_)

定款第15条抜粋

(相続による加入)

第15条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後90日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持ち分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(個人情報取扱について)

「相続人譲り受け」により知り得た個人情報は、当組合の定める個人情報取扱規程に基づき、他の目的への使用は行いません。